

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(介護医療院)【令和6年(2024年)4月1日改定分】

## 1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (介護医療院・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護) 【新設】	*令和6年4月中の適用はありませんが、基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、4月1日から満たせるように整備してください。  (虐待の防止)*国の基準(参考) 第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画策定の有無 (介護医療院・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護) 【新設】	*令和6年4月中の適用はありませんが、基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。
リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出 (介護医療院) 【新設】	なし
認知症専門ケア加算 (介護医療院・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護) 【要件変更】	<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) <input type="checkbox"/> 認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成研修修了証の写し  *認知症専門ケア加算を算定している場合、認知症チームケア推進加算は算定できません。
認知症チームケア推進加算 (介護医療院) 【新設】	<input type="checkbox"/> 認知症チームケア推進加算に係る届出書(別紙40) *「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」をご確認ください。 *「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)」をご確認ください。
科学的介護推進体制加算 (介護医療院) 【要件変更】	なし *「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 *改定された「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。
高齢者施設等感染対策向上加算 (介護医療院) 【新設】	<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)
生産性向上推進体制加算 (介護医療院・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) *「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。
口腔連携強化加算 (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) <input type="checkbox"/> 歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。

## 2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
<p>【介護医療院】 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 21 号)</p> <p>【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)</p> <p>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生労働省告示第 127 号)</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第 40 号平成 12 年3月8厚生省老人保健福祉局企画課長通知)</p>